

飲料水供給施設水質検査業務委託

特 記 仕 様 書

業務の範囲は、試料採水から結果報告書の作成までとし詳細は以下のとおりとする。

1. 検査方法

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」、「水道における指標菌及びクリプトスポリジウム等の検査方法について」の環境省告示及び通知によること。

2. 検査項目等

検査の実施月及び内容は以下のとおりとする。

検査名	実施月、内容	年間累計回数
全項目検査	11 月実施	1回×給水栓4箇所
	水質基準 51 項目(原水は 39 項目)	1回×原水6箇所
定期検査	毎月実施(11 月を除く※) 水質基準 9 項目+下記 4 項目 合計 13 項目 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・鉄及びその化合物 ・カルシウム、マグネシウム等(硬度)	11回×給水栓4箇所
塩素酸	5、8、2月実施	3回×給水栓4箇所
pH 値、色度、濁度検査	1、2号、花河原原水…毎月実施(11 月を除く※)	11 回×原水6箇所
指標菌	1、2号、花河原原水…毎月実施	12回×原水6箇所
クリプトスポリジウム等検査	1号原水…5、11月実施	2回×原水3箇所
	2号原水、花河原原水…8、2月 実施	2回×原水3箇所

※全項目検査月は、定期検査を行わない。

※大腸菌の検査は、定性試験とすること。

※原水の水質基準項目は、消毒副生成物 11 項目及び「味」を除いた 39 項目とする。

3. 検査箇所の種別・名称

中野地区等飲料水供給施設

① 中野地区（周南市大字中野付近）

1号原水、2号原水・給水栓水

② 八咫・桂地区（周南市大字中野八咫付近）

1号原水、2号原水・給水栓水

③ 里四熊・新畑地区（周南市大字四熊里四熊付近）

1号原水・給水栓水

花河原地区飲料水供給施設

④ 花河原地区（周南市小畑花河原付近）

原水・給水栓水

4. 採水について

- （1）3.の採水箇所にて採水を行う。採水時は、残留塩素、水温、気温についても測定を行い、そのための計器、器具、試薬は受注者が準備する。
- （2）試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。撮影の際は、採水箇所、採水月日を表示する。
- （3）採水時に異常が認められた場合は、直ちに発注者にその内容を報告する。
- （4）採水日の詳細な日程は、担当職員と協議し決定する。
- （5）上記採水に係る費用は、契約金額に含むものとする。

5. 再検査について

水質検査結果に異常が認められた場合は、発注者が再検査を指示することができる。再検査に係る費用は、契約金額に含むものとする。

6. 書類の提出

水道法施行規則に準じて、以下の書類を提出すること。

- （1）水質検査結果報告書（様式任意）
- （2）精度管理報告書（全項目検査月のみとする）
- （3）検量線結果書（抽出確認とする）（全項目検査月のみとする）
- （4）その他、上下水道局が必要とするもの

7. 委託条件

水道法（昭和32年6月15日法律第177号・その後の改正を含む）及び水道法施行規則（昭和32年12月14日厚生省令第45号・その後の改正を含む）に準ずること。

8. 教育の徹底、関係法令等の遵守

- (1) 受注者は、検査業務に対して、必要な知識及び技能に関するマニュアル等を作成し、教育すること。
- (2) 委託業務実施にあたっては、関連する関係法令及び条例等を遵守すること。
- (3) 雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入すること。
- (4) 委託業務実施にあたり、事故が発生しないよう使用人等を含む業務作業者に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めること。

9. その他

- (1) ①この業務委託に従事する者は、水道法第21条第1項に基づき、速やかに関係機関において検便を行い、その結果の原本を提出すること。
②検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌の5項目について行うこと。
③安全衛生管理上、水道法施行規則第16条第1項に基づき6箇月ごとに関係機関において再度検便を行い、提出すること。
- (2) この仕様書に定めない事項については、双方協議の上、決定するものとする。
- (3) 支払いについては、発注者が行う委託業務完了の検査後の年1回払いとする。
- (4) 4月時の検査については、契約後双方協議の上、速やかに行うものとする。